

まちづくり基本条例

Q & A

昨年の6月から公募による市民と市職員の協働によって検討されている『(仮称)まちづくり基本条例』の内容や検討作業の概要などをQ & Aに取りまとめましたので、ご覧ください。

Q1 『(仮称)まちづくり基本条例』とは、どのような条例なのでしょうか？

A1 市民と行政が協働して、登別市のまちづくりを進めるため、その基本となる理念、市民の行政への参画(権利・責務)など市民と行政との仕組みを定める条例です。

Q2 『(仮称)まちづくり基本条例』は、どうして必要なのでしょうか？

A2 地方分権によって、自己決定・自己責任による自治体運営とまちづくりが求められていることから、市民と行政による協働のまちづくりを進めるための基本的なルール『(仮称)まちづくり基本条例』が必要となりました。

Q3 『(仮称)まちづくり基本条例』の規定には、どのようなことが盛り込まれていくのでしょうか？

A3 規定の内容については、現在検討中ですが、一般的には 住民自治の基本理念・基本原則、市民の権利・責務、自治体の運営・活動に関する基本的事項、市民と行政による『まちづくり』のための仕組みなどの4点を満たす条例(自治体の憲法)といわれています。

Q4 『(仮称)まちづくり基本条例』はどのような体制でつくっていくのでしょうか？

A4 白紙の段階から市民のみなさんと行政の協働作業を進めるために、公募で参加された市民26人と庁内各部より選出をした市職員10人で構成する『登別市まちづくり基本条例検討委員会』を昨年の6月27日に設置するとともに、4つのワーキンググループ(部会)をつくりました。

現在は、条例の試案づくりのための議論・検討を行っています。

まちづくり基本条例 検討委員会の活動など

【平成16年1月20日現在】

検討委員会の構成

・一般公募26人

【男20人、女6人】

・市職員10人

【男8人、女2人】

オブザーバー参加

日本工学院北海道専門学校
生6人

【男6人】

検討委員会開催状況とテーマ

・第1回(6月27日)

委嘱状交付

委員長、副委員長の選出

・第2回(7月10日)

3分間スピーチ

・第3回(8月1日)

会則・スケジュール

・第4回(8月20日)

市民とは・情報公開

・第5回(9月17日)

市民・行政・議会の役割

・第6回(10月2日)

検討委員会の今後の運営

・第7回(10月29日)

条例のフレームづくり

・第8回(11月19日)

条例の目的

・第9回(12月17日)

条例試案の取り扱い